

山辺町空き店舗等バンク物件登録申込兼誓約書

年 月 日

山辺町長 殿

(物件申請者) 〒 —
住 所
(フリガナ)
氏 名

※物件申請者と同じ場合は省略可（所有者等） 〒 —
住 所
(フリガナ)
氏 名

山辺町空き店舗等バンク制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり空き店舗等バンクへの登録を申し込みます。

- 1 契約交渉について（直接型 ・ 間接型 ）を選択します。
直接型：契約交渉に係る全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
間接型：契約交渉に係る全てについて、宅地建物取引業者に仲介を依頼します。
- 2 山辺町空き店舗等バンク制度要綱第 4 条第 2 項に規定する全ての項目に該当します。
 - ・所有者等の全員が登録に関する承諾をしていること。
 - ・所有者等が暴力団員等ではないこと。
 - ・当該空き店舗等が不動産競売にかけられた状態でないこと。
- 3 登録内容は、別紙「山辺町空き店舗等バンク物件登録票」（様式第 2 号）のとおりです。
- 4 空き店舗等バンクに登録した情報について、山辺町ホームページ等へ掲載し、空き店舗等バンクの利用希望者に対し提供することに同意します。
- 5 当該物件における所有者等が複数人おり、以下のとおり全員分の承諾を受けております。なお、記載漏れや虚偽の記載により問題が生じた場合は、当事者間で解決し、町は関与しないことを承諾いたします。

〒 —
住 所
氏 名 ⑩

〒 —
住 所
氏 名 ⑩

〒 —
住 所
氏 名 ⑩

備考

宅地建物取引業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法第 46 条第 1 項の規定に基づく範囲となります。